法義務禁止・制限物質リスト Ver.6r19

1. レベルA

均質材料レベルで禁止および制限される化学物質。

No.	化学物質群		CAS No.	基準/閾値レベル	代表的法規制等	使用例
A001	カドミウムおよびカドミウム化合物	カドミウム	7440-43-9	均質材料中の0.01重量% (100ppm)以下	・EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU ・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、 蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤、電池
		酸化カドミウム	1306-19-0			
		硫化カドミウム	1306-23-6			
		塩化カドミウム	10108-64-2			
		硫酸カドミウム	10124-36-4			
		シアン化カドミウム	542-83-6			
		その他のカドミウム化合物	SN0016			
A002	六価クロムおよび六価クロム化合物	酸化クロム（VI）	1333-82-0	均質材料中の0.1重量% (1,000ppm)以下	・EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU ・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料、塗料乾燥、表面処理、クロム化処理、塗料付着性強化、耐食
		クロム酸バリウム	10294-40-3			
		クロム酸カルシウム	13765-19-0			
		クロム酸鉛(II)	7758-97-6			
		硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8			
		ピグメントイエロー 34	1344-37-2			
		クロム酸ナトリウム	7775-11-3			
		重クロム酸ナトリウム	10588-01-9			
		クロム酸ストロンチウム	7789-06-2			
		重クロム酸カリウム	7778-50-9			
		クロム酸カリウム	7789-00-6			
		クロム酸亜鉛	13530-65-9			
		クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5			
		ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9			
		その他の六価クロム化合物	SN0019			
A003	鉛および鉛化合物	鉛	7439-92-1	均質材料中の0.1重量% (1,000ppm)以下	・EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU ・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII ・米国 PUBLIC LOW 110-314	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金、快削鋼、光学材料、CRTガラスのX線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき、合金、樹脂添加剤、被覆電線・コード、電池
		硫酸鉛(II)	7446-14-2			
		炭酸鉛	598-63-0			
		クロム酸鉛(II)	7758-97-6			
		硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8			
		炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1319-46-6			
		酢酸鉛	301-04-2			
		酢酸鉛(II)、三水和物	6080-56-4			
		リン酸鉛/リン酸鉛(II)	7446-27-7			
		セレン化鉛	12069-00-0			
		酸化鉛(IV)	1309-60-0			
		酸化鉛(II,IV)	1314-41-6			
		硫化鉛(II)	1314-87-0			
		酸化鉛(II)	1317-36-8			
		塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6			
		炭酸水酸化鉛	1344-36-1			
		ピグメントイエロー 34	1344-37-2			
		チタン酸鉛(II)	12060-00-3			
		硫酸鉛	15739-80-7			
		三塩基性硫酸鉛	12202-17-4			
		ステアリン酸鉛	1072-35-1			
		ヒ酸鉛	7784-40-9			
		シアン化鉛(II)	592-05-2			
		その他の鉛化合物	SN0023			
A004	水銀および水銀化合物	水銀	7439-97-6	均質材料中の0.1重量% (1,000ppm)以下	・EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU ・日本 資源有効促進法	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理、電池
		塩化第2水銀	33631-63-9			
		塩化水銀(II)	7487-94-7			
		硫酸水銀	7783-35-9			
		硝酸第2水銀	10045-94-0			
		酸化水銀(II)	21908-53-2			
		硫化第2水銀	1344-48-5			
		シアン化水銀(II)	592-04-1			
		その他の水銀化合物	SN0024			

A005	ポリ臭素化ビフェニル類(PBB類)	ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1	均質材料中の0.1重量% (1,000ppm)以下	・EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU ・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	難燃剤
		ジブロモビフェニル	92-86-4			
		2-ブロモビフェニル	2052-07-5			
		3-ブロモビフェニル	2113-57-7			
		4-ブロモビフェニル	92-66-0			
		トリブロモビフェニル	59080-34-1			
		テトラブロモビフェニル	40088-45-7			
		ペンタブロモビフェニル	56307-79-0			
		ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9			
		ヘキサブロモ-1,1-ビフェニル	36355-01-8			
		ファイアーマスター FF-1 (Firemaster FF-1)	67774-32-7			
		ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6			
		オクタブロモビフェニル	61288-13-9			
		ノナブロモ-1-1'-ビフェニル	27753-52-2			
		デカブロモビフェニル	13654-09-6			
A006	ポリ臭素化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	ブロモジフェニルエーテル	101-55-3	均質材料中の0.1重量% (1,000ppm)以下	・EU RoHS 指令(改正) 2011/65/EU ・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	難燃剤
		ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7			
		トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0			
		テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9			
		ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9			
		ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0			
		ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3			
		オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0			
		ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1			
		デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5			
A007	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）		117-81-7	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)以下 ・EU RoHS 指令(改正) 2015/863	4物質合計で0.1重量%（1,000ppm）未満の含有 ・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
A008	フタル酸ブチルベンジル（BBP）		85-68-7	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)以下 ・EU RoHS 指令(改正) 2015/863		可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
A009	フタル酸ジブチル（DBP）		84-74-2	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)以下 ・EU RoHS 指令(改正) 2015/863		可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
A010	フタル酸ジイソブチル（DIBP）		84-69-5	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)以下 ・EU RoHS 指令(改正) 2015/863		可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤

2. レベルB

部品・材料レベルで禁止および制限される化学物質。

No.	化学物質群		CAS No.	基準/閾値レベル	代表的法規制等	使用例
B001	アスベスト類	アスベスト類	1332-21-4	意図的添加無し	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII ・日本 安衛法	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、絶縁体、充填材、顔料、塗料、タルク、断熱材
		アクチノライト	77536-66-4			
		アモサイト（Grunerite）	12172-73-5			
		アンソフィライト	77536-67-5			
		クリソタイル	12001-29-5			
		クロシドライト	12001-28-4			
		トレモライト	77536-68-6			
B002	オゾン層破壊物質	CFC	(モントリオール議定書　附属書Ａ　グループⅠ)	意図的添加無し、製造工程中での使用禁止	・モントリオール議定書 ・日本 オゾン層保護法（特定物質） ・米国 大気浄化法	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
		ハロン	(モントリオール議定書　附属書Ａ　グループⅡ)			
		その他CFC	(モントリオール議定書　附属書Ｂ　グループⅠ)			
		四塩化炭素	(モントリオール議定書　附属書Ｂ　グループⅡ)			
		1,1,1-トリクロロエタン	(モントリオール議定書　附属書Ｂ　グループⅢ)			
		HCFC	(モントリオール議定書　附属書Ｃ　グループⅠ)			
		HBFC	(モントリオール議定書　附属書Ｃ　グループⅡ)			
		ブロモクロロメタン	(モントリオール議定書　附属書Ｃ　グループⅢ)			
		臭化メチル	(モントリオール議定書　附属書Ｅ)			
B003	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	意図的添加無し	・日本 化審法	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材
B004	フッ素系温室効果ガス (PFC,SF6,HFC)	テトラフルオロメタン（4フッ化炭素、PFC-14）	75-73-0	意図的添加無し	・EU規則 （EC）No517/2014 ・日本 地球温暖化対策の推進に関する法律	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス
		ヘキサフルオロエタン（PFC-116）	76-16-4			
		オクタフルオロプロパン（PFC-218）	76-19-7			
		デカフルオロブタン（FC-31-10）	355-25-9			
		ドデカフルオロペンタン（PFC-41-12）	678-26-2			
		テトラデカフルオロヘキサン（FC-51-14）	355-42-0			
		オクタフルオロシクロブタン（PFC-c318）	115-25-3			
		6フッ化硫黄（SF6）	2551-62-4			
		トリフルオロメタン－（HFC-23）	75-46-7			
		ジフルオロメタン－（HFC-32）	75-10-5			
		フッ化メチル－（HFC-41）	593-53-3			
		2H,3H-デカフルオロペンタン －（HFC-43-10mee）	138495-42-8			
		ペンタフルオロエタン（HFC-125）	354-33-6			
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン －（HFC-134）	359-35-3			
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン－（HFC-134a）	811-97-2			
		1,1-ジフルオロエタン－（HFC-152a）	75-37-6			
		1,1,2-トリフルオロエタン －（HFC-143 ）	430-66-0			
		1,1,1-トリフルオロエタン －（HFC-143a）	420-46-2			
		2H-ヘプタフルオロプロパン －（HFC-227ea）	431-89-0			
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236cb）	677-56-5			
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン－（HFC-236ea）	431-63-0			
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン－（HFC-236fa）	690-39-1			
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン－（HFC-245ca）	679-86-7			
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン－（HFC-245fa）	460-73-1			
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン－（HFC-365mfc）	406-58-6			
		その他フッ素系温室効果ガス	-			

B005	放射性物質	ウラン-238	7440-61-1	意図的添加無し	・日本 原子炉等規制法 ・日本 放射線障害防止法	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器
		ラドン	10043-92-2			
		アメリシウム-241	14596-10-2			
		トリウム-232	7440-29-1			
		セシウム-137	10045-97-3			
		ストロンチウム-90	10098-97-2			
		その他の放射性物質	SN0038			
B006	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子1個以上)	ポリ塩化ナフタレン *個別の異性体のCAS No.を含む	70776-03-3	意図的添加無し	･ストックホルム条約 ･EU POPs規則 ((EC) No 850/2004　Annex I ･日本 化審法	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性) 絶縁材、難燃剤
		その他のポリ塩化ナフタレン	-			
B007	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3	意図的添加無しかつ部品の0.005重量%(50ppm)未満	･ストックホルム条約 ･EU POPs規則 ((EC) No 850/2004　Annex I ･日本 化審法	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液；可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
		モノメチル－テトラクロロ－ジフェニルメタン (Ugilec 141)	76253-60-6			
		モノメチル－ジクロロ－ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8			
		モノメチル－ジブロモ－ジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8			
		その他ポリ塩化ビフェニル類	-			
B008	過塩素酸塩	過塩素酸リチウム	7791-03-9	部品中の0.0000006重量%(0.006ppm)以下(規制値を超えた場合には、法規制に従い表示すること)	･米国カリフォルニア州 DTSC 規則設定	コインセル電池
		その他の過塩素酸塩化合物	SN0034			
B009	三置換有機スズ化合物（TBT, TPT）	トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジオチカルバマート	1803-12-9	意図的添加無しかつ、スズ元素として、材料中の0.1重量% (1,000ppm) 未満	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII ・化審法	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防腐剤
		トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2			
		トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8			
		トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7			
		トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9			
		トリフェニルスズ脂肪酸塩 (炭素数：9-11)	18380-71-7			
			18380-72-8			
			47672-31-1			
			94850-90-5			
		トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2			
		トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6			
		ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9			
		トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4			
		ビス(トリブチルスズ)=2,3'-ジブロモスクシナート	31732-71-5			
		トリブチルスズ=アセタート	56-36-0			
		トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6			
		ビス(トリブチルスズ) =フタラート	4782-29-0			
		アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、および、トリブチルスズ=メタクリラートの共重合物 (アルキル;炭素数=8)	67772-01-4			
		トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5			
		ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1			
		トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9			
			7342-38-3			
		トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートおよび、その類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2			
		トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラートおよびその類縁化合物 (トリブチルスズ=ロジンソルト)の混合物	26239-64-5			
		その他三置換型有機スズ化合物	SN0068			
B010	ジブチルスズ化合物(DBT)	ジブチルスズオキシド	818-08-6	スズ元素として、材料中の0.1重量%(1,000ppm)以下	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
		ジブチルスズジアセタート	1067-33-0			
		ジブチルスズジラウレート	77-58-7			
		ジブチルスズマレエート	78-04-6			
		ジブチルスズホウ酸塩	75113-37-0			
		その他のジブチルスズ化合物	SN0072			
B011	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）（DMF）	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）（DMF）	624-49-7	材料中の0.00001重量% (0.1ppm)以下	・EU COMMISSION DECISION 2009/251/EC	殺虫剤、リクライニングマッサージチェアーを含む電子式レザーシートの防カビ処理

B012	短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)（SCCP）	クロロアルカン　C10-13	85535-84-8	意図的添加無し かつ 部品の0.1重量% (1,000ppm)以下 注：中鎖型塩化パラフィン類(MCCP)の副生成物である短鎖型塩化パラフィン類（SCCP)も対象になります。	･EU POPs規則 ((EC) No 850/2004　Annex I ･ストックホルム条約	PVC用可塑剤、難燃剤
		クロロアルカン　C10-12	108171-26-2			
		クロロアルカン　C12-13	71011-12-6			
		クロロアルカン	61788-76-9			
		その他短鎖型塩化パラフィン	-			
B013	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびその塩	パーフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	意図的添加無しかつ、不純物として材料中の0.1重量% (1,000ppm)以下	･ストックホルム条約 ･EU POPs規則 ((EC) No 850/2004　Annex I ･日本 化審法 カナダ 特定有害物質規則2012 SOR/212-282	フィルムとプラスチックの帯電防止剤
		パーフルオロオクタンスルホン酸(アンモニウム塩)	29081-56-9			
		パーフルオロオクタンスルホン酸(ジエタノールアミン塩)	70225-14-8			
		パーフルオロオクタンスルホン酸(カリウム塩)	2795-39-3			
		パーフルオロオクタンスルホン酸(リチウム塩)	29457-72-5			
		その他パーフルオロオクタンスルホン酸	SN0035			
B014	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)(全ての異性体および同族体)	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8	材料中の0.005重量%(50ppm)以下	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
B015	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	4-アミノビフェニル	92-67-1	織物部品および皮革部品、材料中の0.003重量% (30ppm)以下	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	顔料、染料、着色料
		ベンジジン	92-87-5			
		4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2			
		2-ナフチルアミン	91-59-8			
		o-アミノアゾトルエン	97-56-3			
		5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8			
		p-クロロアニリン	106-47-8			
		2,4-ジアミノアニソール	615-05-4			
		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9			
		3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1			
		3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4			
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7			
		4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0			
		6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8			
		4,4'-メチレン-ビス（2-クロロアニリン）	101-14-4			
		4,4'-オキシジアニリン	101-80-4			
		4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1			
		o-トルイジン	95-53-4			
		4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7			
		2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7			
		o-アニシジン	90-04-0			
		4-アミノアゾベンゼン	60-09-3			
		その他一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	SN0011			
B016	ジオクチルスズ化合物(DOT)	ジオクチルスズオキシド	870-08-6	皮膚と接触することを意図する織物、皮革部品、材料中および2液性室温硬化モールディングキット中のスズ元素として、材料中の0.1重量%(1,000ppm)以下	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
		ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8			
		その他ジオクチルスズ化合物群	SN073			
B018	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	50-00-0	複合木材部品中の意図的添加無し織物部品中の0.0075重量% (75ppm)以下	･米国/EPAの有害物質規制法（TSCA）タイトルVI ・日本 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	ステレオキャビネット、キオスク囲い、織物
		その他ホルムアルデヒド化合物	-			
B019	ヒ素化合物(包装材料)	ヒ素	7440-38-2	包装材および輸送用梱包材中の意図的添加無し	・EU REACH規則 Annex XVII	木材の防腐剤
		ヒ酸クロム酸化銅（CCA）	37337-13-6			
		ガリウムヒ素	1303-00-0			
		五酸化二ヒ素	1303-28-2			
		三酸化二ヒ素	1327-53-3			
		ヒ酸鉛	7784-40-9			
		ヒ酸トリエチル	15606-95-8			
		その他のヒ素化合物	SN010			
B020	特定重金属(カドミウム, 鉛, 六価クロム,水銀)	カドミウム	A001参照	包装材中および輸送用梱包材中のカドミウム、鉛、六価クロム、水銀の意図的添加が無くかつ合計で0.01 重量% (100ppm)以下	・EU 包装材指令　94/62/EEC ・米国 加州 Toxics in Packaging Prevention Act	顔料、塗料、PVCの安定剤
		六価クロム	A002参照			
		鉛	A003参照			
		水銀	A004参照			

B021	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	ヘキサブロモシクロドデカン (個別の異性体のCAS No.を含んでいます。)	25637-99-4	意図的使用無し　かつ 含有量0.01重量% (100ppm)以下	･ストックホルム条約 ･EU POPs規則 ((EC) No 850/2004　Annex I ･日本 化審法	難燃剤
		1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (個別の異性体のCAS No.を含んでいます。)	3194-55-6			
		アルファ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6			
		ベータ―-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7			
		ガンマ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8			
B023	多環芳香族炭化水素類（PAHs）	ベンゾ（a）ピレン	50-32-8	意図的添加無し　かつ　含有量1ppm以下	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	通常または理に適って予見可能な使用条件のもとでヒトの皮膚または口腔内に、直接ならびに長時間または短期間で繰り返し接触するそのゴムまたはプラスチック構成部品 例えば、意識的に触る部分(リモコン、フロント、操作スイッチなど）は対象。
		ベンゾ（e）ピレン	192-97-2			
		ベンゾ（a）アントラセン	56-55-3			
		クリセン	218-01-9			
		ベンゾ（b）フルオランテン	205-99-2			
		ベンゾ（j）フルオランテン	205-82-3			
		ベンゾ（k）フルオランテン	207-08-9			
		ジベンゾ（a，h）アントラセン	53-70-3			
B024	トリブチルスズ＝オキシド(TBTO)	トリブチルスズ＝オキシド （TBTO）	56-35-9	意図的添加無しかつ、スズ元素として、材料中の0.1重量% (1,000ppm)未満	･日本 化審法 ・REACH規則	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
B025	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	ペンタクロロフェノール（PCP）	87-86-5	木製品・部品および木製パレットの意図的添加無し	･ストックホルム条約 ･日本 化審法	木材や合板の防腐剤
		ペンタクロロフェノールの Na 塩	131-52-2			
			27735-64-4			
		ペンタクロロフェニルラウレート（PCPL）	3772-94-9			
B026	りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	13674-87-8	部品中の0.1 重量%(1,000ppm)以下	米国 バーモント州 Act85	難燃剤
B027	トリス（2-クロロエチル）ホスフェート(TCEP)	トリス（2-クロロエチル）ホスフェート(TCEP)	115-96-8	部品中の0.1 重量%(1,000ppm)以下	米国 バーモント州 Act85	難燃剤
B028	パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩およびそのエステル	パーフルオロオクタン酸	335-67-1	部品中の0.0000025 重量%(25ppb)未満	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	フォトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材
		パーフルオロオクタン酸のアンモニウム塩	3825-26-1			
		パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5			
		パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8			
		パーフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3			
		パーフルオロオクタン酸フルオリド	335-66-0			
		パーフルオロオクタン酸メチル	376-27-2			
		パーフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5			
		その他パーフルオロオクタン酸類	SN0036			
B029	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)	13674-84-5	部品中の0.1 重量%(1,000ppm)以下	米国 バーモント州 Act85	難燃剤
B030	リン酸トリス(イソプロピルフェニル）(PIP(3:1))	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	適用除外用途を除き含有禁止	米国 TSCA	難燃剤としての配合 潤滑剤、グリース、コーティング製品、接着剤、シーラント、ポリマー、光化学薬品、油圧作動油への使用
B031	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	133-49-3	材料中の1重量% (10,000ppm)以下	米国 TSCA	ゴムの素練り促進剤
B032	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	87-68-3	以下を除いて含有禁止 ・ 塩素系溶剤製造時の副生成物 ・ 廃燃料	米国 TSCA	塩素化炭化水素製造時の副生成物
B033	パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	完全にフッ素化された炭素を少なくとも1つ含む有機フッ素化合物	-	・ 2022年10月1日から意図的添加時の報告を義務化 ・ 2029年1月1日から意図的添加の禁止	米国メイン州 An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution	撥水剤、撥油剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤、冷媒、樹脂、ゴム、塗料など、幅広い分野で使用

B034	ペルフルオロカルボン酸（炭素数9～14）（C9-14 PFCAs）並びにその塩およびC9-14 PFCA関連物質	C9-PFCA（PFNA）	375-95-1	以下を除いた使用を禁止 ・成形品中のC9-14 PFCAsおよびその塩の合計が25ppb以下 ・成形品中のC9-14 PFCA関連物質の合計が260ppb以下	・EU REACH 規則No1907/2006 Annex XVII	撥水剤、撥油剤、半導体、消火剤など、幅広い分野で使用
		C10-PFCA（PFDA）	335-76-2			
		C11-PFCA（PFUnDA）	2058-94-8			
		C12-PFCA（PFDoDA）	307-55-1			
		C13-PFCA（PFTrDA）	72629-94-8			
		C14-PFCA（PFTeDA）	376-06-7			
		その他 C9-14 PFCAs並びにその塩およびC9-14 PFCAs関連物質	-			
B035	ハロゲン化難燃剤	ペルフルオロヘキサンスルホン酸	-	〇対象：電子ディスプレイの筐体およびスタンド ・2022年4月1日から使用しているすべての難燃剤の報告を義務化 ・2023年1月1日からハロゲン化難燃剤の意図的使用の禁止	・ 米国 ニューヨーク州 Environmental Conservation Law ・ EU ErP指令 lot.5	難燃剤
B036	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFH x S）とその塩及びPFH x S関連物質	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFH x S）とその塩及びPFH x S関連物質	-	・成形品中のPFHxSおよびその塩の合計が25ppb以下 ・成形品中のPFHxS関連物質の合計が1000ppb以下	・ストックホルム条約	金属メッキ、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等